

ヴァーダー・サイエンティフィック株式会社 一般販売条件

第1条 総則

1. 本販売条件は、ヴァーダー・サイエンティフィック株式会社（以下「弊社」という）からお客様への製品売買に関する契約条件を定めるものです。
2. ひとたび注文がなされた場合には、お客様が本販売条件に同意したとみなされます。
3. 本販売条件を変更するには、お客様と弊社の書面による合意を必要とします。

第2条 販売契約の成立

1. カタログ、広告、価格表、費用見積および申込みは予告なく変更される場合があります。図表、説明書、仕様書等の数値は、特に断りのない限り概寸となります。
2. 販売契約は、お客様の注文書に対する弊社からの注文請書の発行により成立します。注文請書を発行しない場合は、お客様指定注文確認書、お客様からの注文書への回答書、送付状や請求書が確認書の代わりとなります。ただし、それらの書面と本販売条件が抵触する場合には、本販売条件が優先するものとします。
3. 弊社は、注文請書の送付後であっても、製品に技術的な改良を加え、重量や寸法を変更する権利を留保します。
4. お客様の都合による注文の取り消しは、標準品に限り、かつ、当該製品が海外生産拠点から出荷される前に限り可能です。ただし、お客様は、販売価格の20%の金額をキャンセル料として弊社に支払うものとします。

第3条 納品

1. 見積書、または注文請書等に記載の納入期間、納期等は目安であり、弊社はかかる納期等に間に合わせるべく合理的な努力をしますが、納入期間や納期等に拘束力はないものとします。
2. 製品の納品は、個別契約で定まる納入場所に製品が到着した時点で完了とします。ただし、お客様が弊社に納品作業等を注文書で依頼されている場合は、納入指定場所での基本的な動作確認をもって納品完了とします。
3. 弊社は、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、感染症や疫病の大流行、その他弊社の責に帰し得ない事由による納品の遅れについては責任を負いません。

このような事情が生じた場合には速やかにお客様に通知いたします。納入を妨げる事情が一時的なものである場合には、納品やサービスを順延することがあります。履行不能の場合には、弊社は販売契約の全部または一部を解除することができます。お客様は、弊社に解除するか履行するかを文書で回答するよう求めることができ、弊社が遅滞なく回答しない場合には販売契約を解除することができます。

4. お客様の都合による返品は、未使用かつ損傷がない標準品に限りお客様が製品を受け取ってから5日以内に弊社に書面またはメールでご連絡いただいた場合に限り可能です。この場合、お客様は、販売価格の30%相当の金額と弊社までの弊社指定の運送費用の合計金額を、弊社に支払うものとします。

第4条 危険負担および受領遅滞

1. 天災、不可抗力その他お客様および弊社の責めに帰すべからざる事由による製品の滅失・毀損については、製品の納品までは弊社の負担とします。
2. お客様の事情により発送／引取りが遅延し、弊社からの納品準備完了の通知後30日を経過しても納品できない場合には、当該通知後30日ごとに注文金額の2.0%または30,000円のいずれか高い金額を保管料として別途申し受けます。また、その場合、弊社は、標準品に限り本契約を解除し、注文金額の30%相当額を、お客様に請求することができるものとします。

第5条 販売価格および支払い

1. 販売価格は、個別契約で定まるものとします。
2. 支払いは、第3条第2項の納品完了日を基準とし、個別契約で異なる定めをした場合を除き、納品月末締め、翌月末日払いとし、お客様は弊社指定の銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。振込手数料は、お客様の負担とします。
3. 支払が遅延する場合、弊社は、その時点の銀行貸出金利に5%を加算した遅延損害金を申し受けます。また、弊社は、かかる遅延損害金に加え、お客様の支払遅延によるその他の損害について賠償を請求することができます。
4. 契約締結後にお客様の財務状態が著しく悪化した場合には、お客様は期限の利益を失います。その場合、直ちに代金をお支払いいただくか、担保の提供をお願いすることになります。また、与信枠の縮小や、信用取引の停止をすることがあります。

第6条 保証

1. お客様は、製品納品後速やかに検査を実施し、寸法や色などの仕様やカタログとの相違等の瑕疵を発見した場合には、直ちに弊社に書面またはメールで連絡するものとします。弊社は、当該瑕疵が製品の使用に著しく支障がある場合に限り、弊社の判断で、瑕疵の修補、製品の交換または販売価格の減額をします。装置性能に直接関係のない汚れ・傷や、梱包の凹みなどは瑕疵に該当しません。
2. 製品前項の検査で見えない瑕疵があった場合、弊社は、製品に同梱される保証書の条件に従い、保証として、製品の修理サービスを提供します。
3. 本条の保証は、弊社が提供する製品の瑕疵に関し、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての有形・無形の責任に代わるものです。

第7条 ソフトウェア

1. 前条に関わらず、製品に含まれるソフトウェアに関する保証は、本項の定めるところのみに従います。弊社は、弊社が設計し指示書に従ってデバイスにインストールしたソフトウェアが、弊社プログラムの仕様に合致しない瑕疵がある場合、かかる瑕疵を修復するため、合理的な努力をします。ただし、すべての瑕疵が修復されることを保証するものではありません。
2. お客様は、製品を使用するために必要な範囲で、ソフトウェアをそのままの状態で使用できる非独占的な使用権を有するものとしますが、ソフトウェアに関するそれ以外のいかなる権利も取得できません。お客様は、弊社が予め書面にて同意しない限り、ソフトウェアをコピーし、デコンパイルし、あるいは解析したりすることはできません。
3. 本条は、ソフトウェアに関する保証と使用権のすべてを規定したものです。

第8条 弊社の責任

1. 販売契約に関連してお客様が損害を被ったすべての場合における弊社の賠償責任は、お客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対し、損害発生の原因となった製品の支払済み販売価格を限度する金銭賠償に限られます。弊社は、いかなる場合にも、弊社の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、結果損害、データ・プログラム・信用等の無体物に対する損害については、責任を負わないものとします。
2. 前項に関わらず、弊社は、製品の欠陥によりお客様や第三者の生

命・身体・財産に生じた損害については、弊社が加入する生産物賠償責任保険（PL 保険）の保証範囲内で責任を負います。

第9条 特許権等の侵害

1. お客様が、製品またはその使用により、第三者から、特許権、意匠権または著作権が侵害されたことを理由として訴訟等の請求を受けた場合、弊社は、お客様がかかる請求を遅滞なく書面で弊社に通知し、かつ、弊社に解決のためのすべての権限を授与することを条件に、お客様を防御し、確定した賠償金（合理的な弁護士費用を含む）を支払うものとします。
2. 前項の請求がお客様自身の責に帰すべき事由に基づく場合、ならびに、権利侵害がお客様の具体的指示や弊社の予見不可能なアプリケーションの使用に起因する場合、弊社納入によらないデバイスとともに製品が使用された場合、製品が改造された場合については、弊社はいかなる責任も負いません。
3. 本条は、知的財産権の侵害に関する弊社の責任のすべてを規定したものです。

第10条 輸出管理

お客様が弊社から受領する製品および情報には、米国、EUおよび日本の輸出管理に関する法令が適用されます。お客様が、米国、EUまたは日本の法令により規制対象となっている国・事業体または人に対して、製品を輸出、または図面などの情報を提供、または研修生などを受け入れる行為等が禁止されている場合や事前の許可が必要となる場合があります。

第11条 管轄

お客様と弊社の間で生じるすべての争訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条 協議

本契約に定めのない事項が生じたとき、または本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、両者はお互いに誠意を持って解決する為に努力するものとする。